

幕末期木曾山の林業・山村と政治社会構造

——享保以後木曾山を中心とする本伐仕出と山伐在郷村——

- 一 問題の所在——幕末の山伐仕出と在郷村——
- 二 元禄以後多角経営に向かった材木商
- 三 享保以後の本伐仕出
- 四 享保以後仕出山在郷村の生活
- 五 結語に代えて——資源と社会構造をめぐって——

一 問題の所在——幕末の山伐仕出と在郷村——

木曾山の林業は、近世初期には豊かな資源の賦存量を背景に、山林管理制度も全国で最も優れたものと評価され、実際その開発は規模が大きく収益性が高かった。それは御林(藩有林)の本伐仕出を豪商へ委託するもので当地林業の全盛期であった。その後林業資源の減耗が始まると、最初の山林管理制度(寛文改革)がとられた。本伐仕出の規模が小さくなり収益性が下ると、仕出事業は本伐仕出の請負を撤退した豪商や公儀直営(御用仕出)から、在地の中堅材木商等による手前金運上仕出に移った。⁽¹⁾

幕末期木曾山の林業・山村と政治社会構造

大崎 晃

しかし資源の減耗にもかかわらず、元禄期の本伐仕出事業はなお安定していた。それは事業が小規模になったことに加えて、仕出法が商人手前金運上仕出になったことで、仕出請負人である商人は落札後運上金を前払することによって売上金の全額を取得できたので、資金運用上の便益が大きかった。しかしすべての材木商が規模を縮小して本伐仕出を続けたのではなく、なかには材木仲買・米豆類仲買・綿絹麻類仲買・蠟燭仲買・新田開発投資等経営を多角化し、総合商業資本に成長した犬山屋神戸家のような例もあった。この過程についてはすでに本誌前々号と前号拙稿で報告したので、本稿は課題をその後の経過、すなわち享保以後幕末にいたる本伐仕出の追跡に置いた。

その結果、さらなる資源の減耗で仕出規模は一層小規模になり、仕出山も代官・旗本領扶持山や百姓持入会林が多くなり、本伐仕出請負人も在方材木商が仲買業に向かうと庄屋層が中心になり、仕出事業も依頼側在方も経費分担等の責を負うことになった(御手仕出という)にも拘わらず、仕出請負人への立替金遅延や不払が起り、請負人や庄屋の家計を圧迫した。こ

れに加えて林業資源が減耗する中での山伐在郷村の分析から分かってきたのは、村民の村外出稼山仕事の恒常化、中山道宿駅助郷夫役賦課、度重なる飢饉の発生と御救米・金扶助等、林業村落社会持続の基盤が脅やかされたのが当時の事態で、その背景には幕末における政治社会経済構造との関係があった。この点についてもすでに本誌旧号拙稿⁽³⁾編で報告したが、今回第四章はこの資料を基に書き直した。

二 元禄以後多角経営に向かった材木商

仕出山の原木賦存量が減少すると、豪商への拝領材仕出や代官による扶持高並の給付仕出も終った。山林生産物も材木から樽瓦等の割物が中心になり、採伐樹種も檜から樺が増加した。筆者は、仕出量がや、小規模化したとはいえ、藩有林である御林山の本切仕出を落札請負う商人手前金仕出が流行した元禄期について、本誌前号⁽⁴⁾でとりあげた。それを受けて、まず正徳・享保期の材木商犬山屋神戸家の木曾田立山仕出地における田立村関係「大福帳(金払帳)」に基づいて資金の循環を推測した(表1)。

この時期に材木商犬山屋は田立山で本伐仕出等を営んだが、その活動は〔表1〕から四つの類型に分けられる。第一は犬山屋の本業である林業で、田立村庄屋松下徳右衛門を在地元締として九八九両の山伐仕出を行った。同時に犬山屋は同村外から六九四両と、隣国飛騨から二五〇両の木材を買付けた。加えて良材を中心に各地から各種の木材三五一両(帳簿では三九五両)が集められた〔表2〕。したがって木材の直接生産は林業全体二、三二八両の四割で、材木商としての性格に変化がみられるようになった。

第二は商業資本として、材木業以外への進出で、米・大豆・小豆・麦類

の仲買および同商品質物による同品取扱商への融資である。特に米は流通証券である米切手が使われる米遣い経済の下、投資・投機・先物取引が常態化し、商業資本の注目する所であった。この時の穀物取引高三、八四九両は林業の一・六倍に達し、なかでも穀物取引の半数近くが米関係費となれば林業のそれに近づいたことになる。

そこで第三が、米の直接生産で、木曾川下流低地帯の新田開発への投資であった。この時点では、干拓地の新田開拓はまだ端緒にいたばかりで、投資額は三三三両にすぎないがこの後増加し、完成後は神戸新田あるいは大宝前新田と呼ばれ、この点は大石慎三郎氏の名著と本誌前出拙稿がある。⁽⁵⁾

第四は、「大福帳(金払帳)」中に本来商業活動との関係が分かりにくい支出が随所にあることで、これはいわゆる家中貸および大名貸である。同帳の「何某様御入用金」は家中貸で総計六五五両が載っている。一方町人側から云われるところの大名貸は、公儀からは「御借上金」と称され、度々協力が求められたようである。ここに「御成御用町中御借上金帳 元禄十丑年」の記録がある〔表3〕。「御成御用」を「町中御借上」とあるところから、町人達に要請した藩主の参勤費用の一部あたりが目的かと推察されるが、ここに名を連ねた町人達の広い居住分布と多岐にわたる職業から、この集団の性格を特定することは難しい。しかしこの記録の末尾には「御借上惣金高メ壹万七千三百四拾五両 年番 平田惣助 天満屋九兵衛 犬山屋文左衛門 平田新六」とあり、彼等が勧進の世話人だった。両平田家は藩御用両替職を努め、金銀改め・藩札発行出納・米切手と正金兌換業務を藩から委託されていたので世話人としては当然だが、天満屋・犬山屋の両材木商が名を連ねたことは注目される。事のいきさつはともあれ、呉服商伊藤屋を始めとする名古屋老舗商人の一角について仲間入りしたことを

〔表1〕 犬山屋神戸分左衛門の木曾田立村関係支出簿

年 月 日	支 出 先	渡金 種別	金 額	支出の目的・内容	備 考
宝永8卯	1.23 久保半三右衛門	貸	20.	富永三左衛門様入用金	年利1割
	2.7 金森小左衛門	貸	20.	平岩七太夫様入用	
	2.22 勘四郎	渡	30.	平田船除ヶ置金	
	3.5 伊藤忠次郎	貸	30.	野崎源五右衛門様御入用金	月利両ニ7歩5厘
	3.18 源七・与市	貸	10.	彦八郎家町金書入	月利両ニ4歩
正徳1卯	4.7 久保半三右衛門	貸	10.	富永三左衛門様入用金	年利1割
	4.8 小池林大夫	貸	20.	辰年新田勘定内入、水野与右衛門殿入用	
	6.19 久保半三右衛門	貸	10.	富永三左衛門様入用金	
	6.28 塩町 十兵衛	貸	200.	買入金	月利両ニ3歩3厘
	7.5 塩町 十兵衛	貸	100.	仙台大豆、質物請取	月利両ニ6歩
	7.13 塩町 十兵衛	貸	160.	大豆買入金	
	7.晦 松下徳左衛門	貸	101.	檜物買代金	
	9.2 松下徳左衛門	貸	54.2	痕床檜六尺樽代	
	9.3 赤河庄兵衛	貸	8.	桴損害入用	
	9.12 松下徳左衛門	貸	59.2	阿寺檜三五樽買代	
	9.26 塩町 重兵衛	渡	200.	神田安休米買代金内渡	
	10.2 町 源七郎	貸	200.	徳左衛門仲間、源七郎仲間買木入用金	月利両ニ7歩5厘
	10.18 中山市郎兵衛	渡	80.	神田安休殿買物代内渡	
	10.19 松下徳左衛門	貸	30.	神田安休殿買物代内渡	
	10.25 塩町 重兵衛	貸	200.	小豆買入金	
	10.26 塩町 重兵衛	渡	100.	神田安休殿米買代金内渡	
	11.6 塩町 重兵衛	貸	100.	神田安休殿米買代金内渡	
	11.14 塩町 重兵衛	貸	60.	買入金内	
	11.26 塩町 重兵衛	貸	100.	買入金内金	
	12.7 松下徳左衛門	貸	25.	川上檜四尺瓦	
	12.10 松下徳左衛門	貸	62.3	地山並檜物売代貸	
	12.12 神戸弥左衛門	渡	200.	配米売代金	
	12.20 塩町 重兵衛	渡	22.	神田安休殿買物代金	
	12.28 塩町 重兵衛	貸	50.	買入金内	
	12.28 久保半左右衛門	貸	40.	富永三左衛門様御入用金	年利1割
	12.晦 前田伝蔵	貸	10.	長野数馬様御入用金	月利両ニ7歩5厘
	12.晦 野垣源兵衛	貸	60.	新田川方貸	年利1割
	12. 金沢七郎左衛門	貸	150.	山澄主膳様御入用金	年利1割2分
	12. 伊藤忠次郎	貸	20.	源五左衛門様御入用金	月利両ニ7歩5厘
	12. 赤目村 郷七郎	貸	50.	小麦質物	月利両ニ7歩
	12. 関 小兵衛	貸	67.	餅米・小豆質物	月利両ニ7歩
	12. 伝馬町 新四郎	貸	100.	小豆質物	月利両ニ6歩6厘
	12. 舩屋喜兵衛	貸	200.	餅米・小豆質物	月利両ニ6歩
	12. 赤目村 郷七郎	貸	300.	餅米質物	月利両ニ5歩8厘
	12. 塩町 十兵衛	貸	93.	大豆・小豆・餅米質物	月利両ニ6歩5厘
正徳2辰	2.7 金森小左衛門	貸	20.	平岩七大夫様御用金	
	2.8 伊藤忠次郎	貸	30.	野崎弥五郎様御用金	月利両ニ7歩5厘
	3.2 下町 勘四郎	貸	60.	南野川檜六尺、西野山樅物買代	
	3.7 波多野六左衛門	貸	100.	金森飛驒守様御用金	年利1割
	3.13 町 源七仲間	貸	100.	飛州松角買代	月利両ニ6歩
	3.23 久保伝九郎	貸	25.	富永半三右衛門様御用金	
	4.14 町 源七仲間	貸	150.	飛州松角買代	月利両ニ6歩
	5.朔 神戸彦左衛門同道休	貸	100.	買木入用金	月利両ニ6歩
	6.朔 重兵衛	貸	100.	買入金	
	6.朔 赤目門七	貸	100.	買入金	
	6.3 犬山 川嶋惣七郎	渡	50.	名和新田普請入用金	

〔表1〕 続き

年 月 日	支 出 先	渡金 種別	金 額	支出の目的・内容	備 考
年 月 日			両分 匁歩厘		
6. 9	塩町 重兵衛	貸	200.	舩屋町壱兵衛買入金	
7. 4	犬山 川嶋惣七	渡	20.	名和新田入用金	
7.		渡	33.	大高新田普請入用	
8. 2	塩町 重兵衛	貸	100.	買入金	月利両ニ 3 歩 3 厘
10. 3	松下徳左衛門他	貸	350.	三ヶ村檜板子買代仲間入用金	月利両ニ 7 歩
10.18	松下徳左衛門	渡	500.	田立山樫物買代払	
10.21	塩町 重兵衛	貸	100.	買入金	
11. 4	塩町 重兵衛	貸	200.	大豆買入金	
11.13	勘四郎	貸	30.	買物代	月利両ニ 7 歩
11.23	塩町 重兵衛	貸	300.	麦・餅米買入金	
12. 5	松下徳左衛門	渡	5.	田立山樫物入用	
12.14	塩町 重兵衛	貸	300.	買入金	
12.14	鎌田忠兵衛	貸	250.	大坂買物入用	
12.24	松下徳左衛門	渡	163.2	田立山樫物買代残金	
12.26	塩町 重兵衛	貸	30.	買入金	
12.28	久保伝九郎	貸	40.	富永三左衛門様御入用金	年利 1 割
12.28	塩町 重兵衛	貸	130.	買入金	
12.28	金森小左衛門	貸	50.	平岩七太夫様御用金	
12.晦	松下徳左衛門	渡	3.3	田立山樫物買代金残金	月利両ニ 7 歩 5 厘
12.	伊藤忠次郎	貸	20.	野崎源五左衛門様御入用金	
12.	伝馬町 錦屋平蔵	貸	25.	仙台大豆質物	
12.	岐阜 吉田十左衛門	貸	50.	上州大豆質物	
12.	岐阜 横山七右衛門	貸	200.	麦質物	
12.	岐阜 白木吉左衛門	貸	100.	麦質物	
12.	米地村 米地宗七	貸	10.	小豆質物	
12.	舩屋町 綿屋喜兵衛	貸	100.	上州大豆質物	
12.	赤目村 水谷門七	貸	300.	米・餅米・麦質物	
12.	笠松 久納源三郎	貸	65.	納麦・仙台大豆質物	
12.	今津 曾右衛門	貸	77.	仙台大豆・上州大豆質物	
12.	塩町 重兵衛	貸	237.	米・餅米・大豆・小豆質物	
12.	舩屋町 喜兵衛	貸	315.3	配対米質物	
12.		渡	200.	大宝新田	

出所史料「宝永八卯年起（田立山）大福帳 金払帳 元材木町 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所所蔵)

〔表2〕 犬山屋神戸家の材木買付記録

年 度	伐出山	支 払 先	主要材種	数 量	両当り換 算後数量	同左合計金額	
				本 歩厘毛	本 歩厘	両分	匁歩厘
享保 7 年寅	田瀬山		松 2 間 6 寸角	40. 9.1.8	7.1.	5.3	7.8
	同		同	63. 0.5.3	5.7.4	10.3	14.0.6
	同		松 2 間方五	54.	24.	2.1	
	麻生山	手前買	栗丸太	590.	74.	2.2	12.1.6
	同		松丸太	349.	55.	10.2	13.6.2
	同		栗丸太	191.	68.	2.3	3.5.4
	同	材木町 徳三郎払	松丈	23. 9.8.9	9.5.	2.2	1.5.
	前沢山	下材木町新八郎払	梅 2 間 6 寸角	106. 5.3.7	5.6.	19.	1.4.7
	加子母山	下材木町惣兵衛払	松 2 間 6 寸源太	26.	7.5.	3.1	13.
	同	同	栗 2 間 6 寸角	30. 8.6	5.8.	5.1	4.2.
	同	同	同	21. 9.1.6	4.4.	4.3	13.8.5
	同	吉左衛門	樫 2 間 6 寸角	50.	4.9.	10.1	5.7.4
	付知山	下材木町善左衛門	松 2 間 6 寸角	37. 6.5.9	7.1.	5.2	4.1

〔表2〕 続き

年 度	伐出山	支 払 先	主要材種	数 量	両当り換 算後数量	同左合計金額	
				本 歩 厘 毛	本 歩 厘	両分	匁歩厘
享保8年卯	川上山		栗2間6寸角	72. 2.28	5.3.	13.2	8.4.
	岩沢山		栗2間源太	126.	23.	5.1	13.6
	和田山		樅丈式6寸	29. 9.3.9	8.	3.2	14.5.4
	さくら沢山		栗丸太	177.	99.	1.3	2.2.7
	千原山		明檜2間6寸角	40. 7.2.2	4.	10.	10.8.3
	野浦山	上材木町与右衛門払	檜2間方五	35.	16.5.	2.	7.2.7
	飛州山	津国屋	樅五式中樽	100.	34.	2.3	11.4.6
		上材木町与右衛門払	檜五五中	212.	22.5.	9.1	10.3.3
		下材木町新八郎払	明檜五尺中	100.	26.	3.3	5.7.7
		下材木町久右衛門払	鐵子五五中	128.	23.5.	5.1	11.8.
		白鳥 治右衛門払	明檜五五中	65.	23.	2.3	4.5.6
		下材木町久右衛門払	明檜五中	223.	24.	9.1	2.4.6
	飛州山	津国屋	明檜五五中	151.	30.	5.	2.
		材木町 徳三郎払	杓丸太	210.	100.	2.	6.
	郡上山		檜2間源太	36.	6.7.	5.1	7.3.8
	麻生山	手前買	栗丸太	154.	80.	1.3	10.5.
	同	同	同	240.	74.	3.	14.6.
	同	同	同	280.	150.	1.3	7.
	前沢山	下材木町新八郎払	栗2間方五	46.	17.	2.2	12.3.5
	加子母山	手前買	檜樅2間6寸角	43. 7.6.7	5.4.	8.	6.3.
	同	同	栗方五	74.	15.7.	4.2	12.8.
	同	同	檜樅方五	66.	20.7.	3.1	3.
	同	同	樅杓丈6寸角	48. 3.1.3	7.2.8	6.2	12.6.
	同	同	樅2間6寸角	61.13.2.1	6.3.	10.1	5.4.3
	同	同	松2間6寸角	26. 1.6.1	8.	3.1	1.2.6
	付知山	下材木町久右衛門払	栗2間6寸角	37. 5.4.1	4.4.4	8.1	14.8.4
	同	源七	栗2間源太	24.	11.5.7	2.	7.4.3
	岩沢山	手前買	同	90.	24.	3.3	
	和田山	同	松方五	72.	35.4.	2.	2.
	同	同	松2間	37. 9.0.4	7.1.	5.1	8.6.3
	同	下材木町惣兵衛	松杓丈6寸角	50. 8.8.4	8.	6.1	6.6.3
	千原山	手前買	明檜2間6寸角	77. 1.1.1	5.	15.1	10.3.
	瀧上山	同	檜2間7寸源太	67.	6.8.	9.3	6.1.8
	同	屋敷分吉	樅五式中	251.	55.	4.2	3.8.1
	同	材木町 徳三郎	檜2間6寸角	63. 1.8.7	4.5.	14.	2.4.9
	白山山	下材木町新八郎	樅2間6寸角	49. 7.9.	6.5.	7.2	9.6.
	同	下材木町勘四郎	姫子丈式6寸角	32. 9.7.1	5.	6.2	5.6.5
	小野山	手前買	栗方五	205.	17.7.5	11.3	10.1.
	飛州山	津国屋	病鐵五五中樽	282.	43.	6.2	3.5.
	同	同	檜五尺中樽	125.	50.	2.2	
	同	同	松五尺中樽	172.	50.	3.1	11.4.
		下材木町久右衛門	檜五尺中樽	173.	42.	4.	7.1.4
		材木町 弥兵衛	松2間6寸角	33. 9.4.	9.	3.3	1.9.2
		同	松杓間6寸角	15. 3.7	7.8.6	1.3	12.3.7
		材木町 次左衛門	栗杓丈6寸角	27. 3.1.8	5.5.	4.3	13.0.1
		上材木町九兵衛	樅2間6寸角	35. 6.1.8	7.	5.	5.3.
		下材木町三郎兵衛	明檜杓丈6寸角	23. 5.2.5	5.4.	4.1	6.3.8
		同	松杓丈6寸角	35. 5.9.	9.	3.3	8.7.3
		下材木町惣兵衛	松杓丈6寸角	22. 9.8.	6.5.	3.2	2.1.4
		材木町 甚右衛門	栗源太	75.	30.	2.2	

出所史料「享保七・八歳 材買帳 犬山屋」(徳川林政史研究所所蔵)

〔表3〕元禄期尾張藩御成御用町中御借上金

町人名と屋号	居住地	職業	御借上金額				元禄10～13年の 御被下置候金額	
			10丑年	12卯年	13辰年	3ヵ年合計	両分	匁歩厘毛
嶋津屋	与左衛門	海老屋町	100	100	200	400	100.	8.1.5.
	勘右衛門	同	100	30	30	160	63.1	21.4.1.
	平太夫	戸田町	100	50	50	200	66.3	10.4.1.5
	治郎右衛門	同	100	50	100	250	75.	15.4.1.5
	武左衛門	同	100	50	50	200	66.3	10.4.1.5
	彦左衛門	塩町	100	60	40	200	66.2	19.5.
	孫兵衛	大船町	200	100	100	400	133.1	49.1.9.3
	孫十郎	同	100	33	50	183	74.3	47.0.9.6
	新助	同	100	33	50	183	63.3	19.5.9.6
	喜兵衛	船入町	150	100	25	275	95.3	49.2.9.
堺屋	吉左衛門	納屋町	1,000	300	300	1,600	601.3	32.3.2.
	与兵衛	同	100	100	40	240	73.	49.1.5.5
川方屋	清治郎	藤町	200		150	250	125.2	4.8.
	善右衛門	下材木町	100	15	50	165	60.2	28.6.6.5
	長左衛門	同	100	30	100	230	71.1	39.3.4.1
	清左衛門	上材木町	100	100	50	250	60.2	28.6.6.5
和泉屋	与右衛門	同	100	100	50	250	74.3	44.0.4.
	彦兵衛	同	100	50	50	200	66.2	14.8.7.
	太左衛門	下御園町	100	100	50	250	74.3	12.1.5.
	孫十郎	小桜町	100	33	50	183	64.	9.8.1.6
	権右衛門	上長者町	100	50	50	200	66.3	10.9.7.6
	仁左衛門	下長者町	100	30	50	180	63.1	20.3.0.5
	儀右衛門	同	100	20	50	170	61.3	11.3.0.5
	八郎右衛門	本町	100	30	30	160	59.2	36.8.3.
	孫九郎	同	200	100	100	400	133.1	14.
	重左衛門	同	150	20	100	270	95.	16.5.9.
麻屋	太郎兵衛	鉄砲町	150	200	100	450	124.2	35.4.6.
	空三助	橋馬町	100		50	150	58.1	5.
	利助	伝馬町	100	100	70	270	78.1	11.5.6.
	孫十郎	同	100	100	50	250	75.	6.4
	伊右衛門	同	100	100	50	250	75.	7.2
	九郎兵衛	同	100	100	50	250	75.	6.4
	惣助	万屋町	100	30		130	55.1	2.5.5.
	伊兵衛	永安寺町	100	50	50	200	66.1	19.0.5.
	吉左衛門	五条町	500	50	200	750	292.	25.2.
	彦市	同	100	50	50	200	66.2	14.6.7.
伊藤屋	孫市	上畠町	150	200	150	500	133.1	32.3.4.
	八右衛門	和泉町	100	50	57	207	67.3	
	次郎左衛門	茶屋町	100	30	50	180	63.	24.8.7.2
	長三郎	同	100	11	50	161	60.	16.7.7.2
	五左衛門	同	100	20	50	170	61.2	15.8.7.2
	仁右衛門	同	150	30	100	280	96.2	27.9.7.
	喜右衛門	同	100	20	50	170	61.2	11.9.5.
	太兵衛	住吉町	100		150	250	75.1	
	平兵衛	呉服町	200			200	100.	13.8
	助九郎	竹屋町	200	100	100	400	133.2	12.8.5.2
加島屋	伊右衛門	同	100	40	30	170	61.2	24.2.6.3
	小左衛門	伊勢町	100	70	50	220	69.3	5.4.
	治郎九郎	久屋町	100	30	50	180	63.1	5.
	九郎右衛門	宮町	100	37	50	187	64.2	15.0.5.6
	市郎左衛門	同	100	37	50	187	64.2	15.0.5.6
	久治郎	同	100	36	50	186	64.1	20.1.2.6
	又平	駿河町	100	45	30	175	62.2	10.5.
	太郎左衛門	同	100		50	150	58.2	5.

〔表3〕 続き

町人名と屋号	居住地	職業	御借上金額				元禄10～13年の 御被下置候金額	
			10丑年	12卯年	13辰年	3ヵ年合計	両分	匁歩厘毛
八郎門衛	京町		両 200	両 100	両 100	両 400	両分 133.1	匁歩厘毛 17.2.
十衛門	中市場町		100	50	50	200	66.2	15.5.7.
右衛門	同		100	50	50	200	66.2	15.7.5
清水屋	小牧町	質商	100		50	150	58.1	18.6.2
与十郎	同		100	100	50	250	74.3	18.6.2.
平兵衛	鍋屋町		100	10	50	160	59.3	24.
百足屋	同	酒商	100	10	50	160	59.3	24.
水野太郎	同	鋳物師	100	10	50	160	59.3	24.
天満屋	上材木町	材木商	500	200	200	900	317.2	30.
犬山屋	元材木町	同	1,000	200	300	1,500	585.2	30.
平田新	両替屋町	両替商	230		150	380	140.2	
八右衛門	納屋町		50	100	30	180	46.1	49.3.5.
治右衛門	同		30	100	10	140	33.	42.7.2.
甚三郎	同		30	100	10	140	33.	42.7.2.
孫右衛門	新町		150	50	100	300	100.	23.9.8.
その他省略人数			人 250	人 163	人 248			
その他とも合計金額			両 17,345	両 7,710	両 9,013	両 34,068	両分 11,875.3	匁歩厘毛 15.4.1.5

註 屋号と職業の欄は判別できたものだけを記した。

出所史料「元禄十丑年 御成御用 町中御借上金帳 上」(徳川林政史研究所所蔵)

「元禄十二卯年 同上 中」(同上)

「元禄十三辰年 同上 下」(同上)

物語る。続く一二・一三年を加えた三カ年の総計三四、〇〇〇両の規模を比定することは容易でないが、寛文・延宝期の六カ年間に紀伊徳川家が三井高利から一〇、〇〇〇両余の御借上を行ない、その三分の一が返済不能になったという興味ある報告もある⁷⁾。

三 享保以後の本伐仕出

前章に引続き本章は本伐仕出その後の変化、すなわち元禄期に流行した商人手前金運上仕出のその後を追求する〔表4〕。まず手前金仕出では、入札によってある年の藩有林(御林)の採・運材を請負い本伐仕出人となった材木商は、前金で運上金を材木役所に納入した。次の仕切状では運上額は売上の三割だが、実際には落札時に前納して落札原木の全所有権が獲得できる仕来りだった。

正徳四年丑本切植小物仕切状⁸⁾

一木高式万七百六拾壹挺 植小物受取

内木之分ヶ

一五拾七丁 槓六尺中樽瓦

一貳百六拾貳丁 同五五中樽瓦

一六百貳拾九丁 同五尺 樽瓦

一千四百九拾九丁 同四式中樽瓦

一四千七百四拾五丁 同三五中樽瓦

一五千貳百四拾三丁 同三式中樽瓦

一五千四百五拾壹丁 同式六中樽瓦

一貳千八百七拾五丁 槓式尺中樽瓦

代金三百九拾七兩壹分銀八匁壹歩

内

金百拾九兩銀式匁九歩 三分 御運上

正徳三年十二月

松原彦八郎殿

川方屋善右衛門

しかし林業資源の減耗が顕著になると、御林(藩有林)の山伐仕出の注文は減少し、材木商は運上仕出から仲買へ向い、さらに他業種への転向を目指した。そこでかかる事態を背景に、商人手前金仕出に代って庄屋等山村在地の有力者を請負元締とする本伐仕出が増加した。例えば裏木曾

付知山の場合、「槽詰式千五百拾六挺去未之年残り 右者未之年分四千挺

御願被成之内千四百八拾四丁者未之年苗木曾七殿金元ニ而御頼御仕出之由、

残り槽申之年中御不手廻故御延引ニ付三年伐御願茂相済候ニ付、来酉之春

本切仕出槽皆済致くれ候様ニと御頼ニ付私自分金ニ而本切御請合申候、御

山受取為山手金槽代金百五拾兩ニ相究之内百拾兩申之暮ニ相渡し、残而四

拾兩者右残槽之材木錦織着之上ニ而相渡し可申候(後略)享保十三申年十二

月 木曾上嶋松原彦右衛門 濃州付知村田口忠左衛門殿⁽⁹⁾と、仕出請負

人が以前の苗木町材木商木曾屋曾七郎から王瀧村庄屋松原彦右衛門へ交

替した。その理由は「不手廻」としか記されていないが、木曾屋曾七郎に

は、「去未之年分其元御請合之槽詰四千本之内千四百本余私仕出シ申候、

残槽之儀式千五百本余来酉之表々松原彦右衛門殿江御仕出之材木ニ付、私

方并名古屋問屋兼山屋共ニ少茂構申儀無御座候、前度申合之通問屋之儀者

名古屋兼山屋与市殿江材木頭迄茂御守可被成候、為其如此ニ取計候以上

申十二月八日 苗木町山下曾七郎 付知村田口忠左衛門殿⁽¹⁰⁾と「少茂構申

儀無御座」と、本伐仕出から積極的撤退の意思が推察されてくる。

また「三ヶ村之内付知村明御山分同所田口忠左衛門殿御請合被成候、

未年槽詰四千挺之内式千五百挺余此度御仕出被成候由、依之忠左衛門殿

江前々御運上差引并相方々金子差引候而出入毛頭無之候、然上者御仕出

之諸木白鳥出次第請取段ニ入札を以相払、諸運上等木代并問屋支配入用引

残金時々申仕切を以無相違相渡可申候、為後日一札差出候所如件 享保

十三申年十二月 兼山屋与一 松原彦右衛門殿⁽¹¹⁾からは付知山が「明御山」

すなわち村の入会地民有林であること、在地元締人の田口忠左衛門は山伐

地の付知村庄屋であること、付知山山伐仕出物の名古屋白鳥木材市場の荷

扱人は、今後兼山屋与一になったことが知られる。

最後に付知山本伐仕出における付知村と仕出請負人の契約条件について

は、「(前略)金百五拾兩相二ヶ所御年貢板仕出節、次之分山手金并式千五百

拾六丁槽代金共ニ如斯相定申候、右百五拾兩之内只今百拾兩請取残り四拾

兩錦織着之節受取可申候 杣日用之儀木曾御運可成候、此方百姓共参度

者共者杣日用頭共と相對ニ而參可申候、村方々杣日用組等願仕り申間敷候

(後略)享保十三申年十二月 濃州付知村 田口忠左衛門 木曾上嶋 松原

彦右衛門殿⁽¹²⁾と取り決め、採木地へ納める採木代運上(山手金と記されてい

る)を一五〇兩とした。そして杣・日用は仕出請負人松原彦右衛門が母村

王瀧村から引率し、現場付知村からは原則雇用しないことになった。

しかし付知村は直ちに「一合金百五拾兩也 右之金子申之上納金、村方

入用金ニ借用仕候処実証也、証文申候御約束仕候山相渡し可申候、来酉之春

材木御仕出可被成候、若右之山々之義ニ付指支御座候ハ、右之金子為

村中急度返還可仕候、為後日一札如何様共御座候以上 享保拾三申年

十二月 田口忠左衛門 松原彦右衛門殿⁽¹³⁾と、この山手金の前納(借用へ

向かったのだった。

商人手前金仕出の後退によって広がった、百姓委託請負仕出ともいうような仕法は、仕出請負人が林業資源賦存量の大きな山を求めて他藩領へも目をむけたことから始まる。次の例は伊那・諏訪両郡界にある三ツ沢山仕出の例である。

まず同山の領域は、「三ツ沢持山者北之入方入会山ニ候、北之三ヶ村者名古屋村新井村古町村、入方四ヶ村者山吹村駒場村上平村龍口村、御林分者岡上山御公儀御山ニ候、竹佐御代官者年替去年々交代ニ而石破武助様、山吹御領分者座光寺喜兵衛様、飯嶋御代官者大草太郎左衛門様」と、公儀山・旗本領三ヶ村・伊那谷七ヶ村からなる入会地であった。ここで山伐仕出を行うに際し山手金をめぐって争論となり、江戸勘定奉行所が下した裁定は、「御私領方御遣上金者両地頭様江何程差上之儀と御尋御座候ニ付、松平秀之助様江八拾両座光寺喜兵衛様江五拾両、外ニ村方江助成金壹万本分八拾両相渡し候段、都合式百拾両彦右衛門差越候と申上候(寛保元)卯月八日(王護村)松原彦三郎様」と、山手金二遣上金を公儀山へ八〇両、旗本領へ五〇両、七ヶ村方へ壹万本分の助成金名目で八〇両、合計二一〇両を松原側から提供することとなった。

もう一つの例は甲州都留郡(郡内地方)の奥山・浅利・大月・田野倉・駒橋諸村の入会山である遅能尾戸山の場合である。この山の木材伐出しについて、奥山村と郡内領代人鶴嶋村五郎右衛門および伐出請負人代人木曾福島宿松原清右衛門との間で交した相對証文は、「当村之内百姓持林東谷谷本沢奥迄先達而御見分之通、山内不殘当巳年々来午年まで式ヶ年之内伐出し相對致候所相違無御座候、尤山代金之儀ハ木数尺メ千本ニ付金拾七兩宛之積ニ壳渡申所実正也、然上ハ勝手次第山入被成諸木杣取可被成候、且山

幕末期木曾山の林業・山村と政治社会構造

代金渡り方之儀ハ此度半金式拾五兩御渡シ被成儘ニ請取申候、残り半金之儀ハ川下ヶ之節当村境木尻狩下ヶ之砌木数ニ唯シ御渡可被成由承知致候、右伐出ニ付木屋掛ヶ道橋詰り堰砂手之諸道具等迄当村方相懸り候迄ハ、其最寄之場所ニ而見立勝手次第第二御伐出御遣可被成候(中略)杣日雇方泊り木錢之儀壹人ニ付一夜拾貳文宛ニ相定、尤日雇壹組ニ而一夜ニ米壹升宛但京升ニ而、是ハ火之元見廻として宿々へ被下由承知御尤ニ存候、且又駄賃之儀ハ道法壹里ニ付御定之外ニ一里八文増之積り相定、人足壹人前ハ右壹駄分二ツ割之積ニ御座候(後略)安永二巳年七月(奥山村)名主重兵衛 鶴嶋村五郎右衛門殿 木曾福島松原清右衛門殿(16)と、この山は百姓持入会林で、一ヶ年分の山手金(ここでは山代金と称す)は五〇両とすること、外に杣日雇の木錢は一晩一二文、夜廻りの米手当、駄賃・人足賃金等を取極めた。

この時期は資源問題により山伐仕出は御林から百姓持入会林へ、そして規模の縮小と経営不安定のためにかつての運上制も見直され、入会林等からの在所側取分は歩合制よりも、より、現実感のある山手金あるいは山代金と呼ばれる基準金額制の採用にむかった。その金額は、本伐仕出の中心が官有林だった運上制時代の木材販売額の三割からは程遠い一割となり、以後この比率は何かの折に歩合で判断する場合の基準になった。

次に藩御林でも民有入会林でもない、旗本代官領等武家扶持山の例として、尾張藩木曾代官山村甚兵衛領である裏木曾川上山本伐仕出の例を示す。

木数合三万六千四百八拾六数(17)

内木之分ヶ

一拾壹本

檜式間六寸角

一式百貳拾壹本

槻式間六寸角

仕 出 形 式	運 上 歩 合	運上金(及び推定額)		残額差下金		本伐仕出人	出荷先荷受人	備 考	出典 史料
		両分	匁歩厘毛	両分	匁歩厘				
運上仕出	0.3	144.2	6.	336.2		名古屋 川方屋善右衛門	大坂 八萩屋勘右衛門 同 板屋孫兵衛 同 十八屋久兵衛		1)
運上仕出	0.3	134.	58.3.9.5	317.		名古屋 川方屋善右衛門	同上		2)
御手仕出	山手金	150.		348.2	6.2.	王瀧 松原彦右衛門	大坂 板屋孫三郎, 同 八萩屋権兵衛, 同 天満屋助右衛門, 江戸 米津久右衛門 名古屋兼山屋与市	山手金	3)
御手仕出	山手金	150.		467.	1.5.4	王瀧 松原彦右衛門	同上	山手金	3)
運上仕出				210.2	37.6.4	犬山 神戸分左衛門	大坂 八萩屋権兵衛 名古屋伊勢屋佐七 同 中村七兵衛	享保16年より	4)
御手仕出	山代金	210.		1,833.	44.2.	松平秀之助 座光寺喜兵衛他	名古屋川方屋善右衛門	山手金 御注文仕出	5)
御手仕出	山代金	50.		630.2	46.8.6	鶴嶋五郎右衛門	江戸 天満屋六郎平 同 近江屋市兵衛	山手金 御注文仕出	6)
御手仕出	0.1	313.1	14.5	2,821.1	10.3	山村甚兵衛	名古屋川方屋善右衛門	山村家知行所	7)
御手仕出	0.1	72.		651.	14.8.	山村甚兵衛	名古屋川方屋善右衛門	山村家知行所	8)
御手仕出						内木彦七、 同善右衛門			9)

6) 「元文一安永 商人仕出仕切状 式 松原記録」(同上)

7) 「安永二巳・三午両年中津川山諸木本伐御勘定帳 山村甚兵衛知行所内高瀬新助」(同上)

8) 「安永五年 中津川山諸色方五丸太仕切帳 福島原豊七記録」(同上)

9) 「安政四巳年 付知山東股入運上仕出小白木御用留 三ヶ村山守」(同上)

〔表4〕 近世後期木曾山および関係諸山本伐仕出例

年 度	仕出山	山伐元締	仕 出 数 量		売拂代金		経 費	
			樹種・材種	数 量				
宝永6丑年	王瀧山	松原彦八	檜6尺中樽瓦	挺 20,761	両分 480.	匁歩厘 43.	両分 220.2	匁歩厘 63.2
宝永7寅年	王瀧山	松原彦八	檜6尺中樽瓦	15,020	451.	39.5.1	22.	50.4.
享保16亥年	付知山	田口忠左衛門	檜6尺大中樽	7,393	438.3	2.0.3.	87.	13.3.8
享保17子年	付知山	田口忠左衛門	檜5尺大中樽	3,855	547.2	14.9.1	67.	6.8.2
享保19寅年	飛驒山	松下徳右衛門	榎5尺中 栢6尺中 楡4尺中 檜五五中樽	1,633	227.2	52.3.2	17.2	18.4.5
元文5申年	伊那三ッ沢山	松原彦右衛門 代彦三郎	榎樅姫子桂 2間大小角	6,660	2,235.3	13.2.	191.3	29.
安永5申年	甲州郡内奥山	松原彦八 代清右衛門	榎樅栗母 3間	1,935	721.3	48.9.3.	41.1	0.1.9
安永2巳年	中津川川上山	山村甚兵衛 内高瀬新助 同横山新左衛門	榎樅榎樅栗 大小角丸太	36,486	3,134.3	9.8.		
安永5申年	中津川川上山	山村甚兵衛 内高瀬新助	榎樅明榎樅榎 2間大小丸太	6,561	722.1	5.6	63.	51.
安政4巳年	付知山	内木彦七	榎挽板6尺5寸	9,875	633.3	4.8		

出所史料

- 1) 「宝永六丑年 材木本切榎小物仕切状 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「宝永七寅年 本切榎小物大坂船積帳 松原記録」(同上)
- 3) 「享保十六・十七年 付知山檜物仕切帳 松原記録」(同上)
- 4) 「享保十九年 材木仕切状 神戸分左衛門」(同上)
- 5) 「元文五年 三ッ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)

一四百式本 栗式間六寸角

一三百式拾壹本 梅式間六寸角

一百五拾四本 松姫子式間六寸角

一貳千五百拾三本 樅式間六寸角

一三百式拾六本 諸式式間六寸角

一七千五百五拾壹本 大小方五角

一貳万三千六百拾七本 大小矢来丸太

一千七拾三丁 板樽木

一貳百九拾七丁 樽木

此金三千百三拾四兩三分銀九匁八歩

内

木数三万貳千八百三拾七数四歩 九分 手前取木

代金貳千八百式拾壹兩貳分銀拾匁三歩

木数三千六百四拾八数六歩 壹分 御運上木

代金三百拾三兩貳分銀拾四匁五歩

右者巳午兩年山村甚兵衛知行所中津川川上山、諸木本伐白鳥江差木
之分不殘請取御運上木之分則買上代金銀、如此差上申所如件

安永九千年五月

山村甚兵衛内

高瀬新助

横山新左衛門

御材木御奉行所

御林の仕出を直請する御用仕出でもなく、また落札の後運上を納めて自己資金で仕出を行う運上仕出でもなく、このように仕出山の権利者から仕

出を請負う仕法を御手仕出という。ではこの御手仕出を山伐在所の関係者はどのようにみていたのだろうか、王瀧村はいう。「木曾御山の御材木御伐出之儀御百姓共為御救御伐出難有候儀ニ御座候処、文化十酉年迄御注文御材木御伐出方入札被仰付請負人元ノ仕出申候ニ付、御役人様御荷物之外諸品持送り人足相応之相對賃仕払、其外御用御人馬所宿木錢払茶代之外、御取懸り御引払迄世話料貴賤ニ応し相応之手当有之遊シ而、袖日用ニ至迄御威光ケ間敷儀等之止宿仕候者茂失費無之、御伐出ニ付村入用少し茂懸り不申全多年之御救ニ相成候御百姓共渡世繁栄仕難有仕合ニ奉存候処、文化十一戌年御手仕出ニ相成諸事御仕法被為立、近年者米塩増諸品者勿論袖日用等之荷物迄村人はを以持送り被仰付、其外出日用被仰付自村之御伐出他村之御伐出迄御呼出被仰付相勤申候、是以賃錢者被下置候得共御扶持方米塩増木錢等者尅錢茂不被下置、此節ニ而者頂戴仕候賃錢御扶持方米塩増木錢多分ニ懸り申候付、出日用尅人自村之御伐出江相勤候得者百四拾八文村方ニ而是錢相成、他村山江被仰付相勤候得者出入兩方之分扶持方賃錢等多分之村入用相懸り申候、諸品物送り人足賃錢之儀茂御払者被下置候得共、人夫高割当仕候処数々之事ニ付難渋仕候、依之御手仕出シ之御伐出ニ相成候而段々村入用立登り困窮弥増申候、御伐出御手法御引払迄人足不用者一日茂無之、庄屋初組頭定使七里番等相勤申候得共御伐出御用相勤候、役料御手当等更ニ無之日数貳百日程茂定詰相成候而者家業立行難成御座候(後略) 万延二酉年二月 王瀧村 庄屋・組頭・百姓代⁽¹⁸⁾

公儀山の商人手前金仕出とは異なり、扶持山や入会林の御手仕出では、仕出山権利所有者も請負人と共同仕出事業者として経費節約のため、用品調達価格や賃金は御定価格内に抑えられ、諸物価値上りの折、御定賃金は御扶持方価格(現物価格)に及ばなかった。また正業と相いれない出日用も

屢々出来したり、在郷村民と請負人の利害が一致しない矛盾が発生した。

では在郷側が望む仕法はどんなものかとなると、「御材木御伐出し候儀近年御手仕出ニ相成候処、御入用請荷物諸国宿置御定賃銭を以運送被仰付并無賃七里を以諸品御差立ニ相成、御仕出申ニ者多分之夫役相懸り并御川狩之節出日用等多分ニ而被仰付、乾草等之時節者殊之外難渋迷惑仕候、素々難渋至極之村々々々多分之御役相勤銘々渡世營方難取統難渋至極奉存候、先年元メ仕出被仰付候節者夫役等相懸り不申、却而諸事相对相当之賃銭受取し小前一同之者共一方之稼筋候茂相成候儀ニ御座候間、何卒先規之通元メ仕出ニ被成下置候様奉願上候、御用向之御儀如斯難渋之趣申上候段恐入候次第ニ御座候得共、一同困窮仕候得者自然御救筋御願申上候、奉而者難取統儀ニ御座候間恐多御願ニ者御座候得共不得止事奉願上候、且又元メ仕出ニ被仰付候得者、御懸り御役人様御人少ニ而茂可被為豫旁御益筋ニ茂奉存候間、乍恐厚御賢察被成下置度若難相叶候儀ニ御座候ハ、前願運送御増被下置夫役等茂成尤ケ御減少、御百姓共痛不相成様御改法被成下置候(後略) 嘉永五子年十月(木曾)式拾式ケ村 庄屋・組頭連印 御奉行所⁽¹⁹⁾と、「先規之通元メ仕出ニ被成下置候様」のように商人手前金仕出の復活を求めた。しかし問題はもはや制度適用の当否等の次元ではなく、すべては林産資源の涸渇から発したのであり、後戻りはもはや叶わぬところにあつた。

最後に再度松原家による幕末の王瀧山本切仕出の模様をみてみよう。

「私儀先年分御山方之御蔭を以相続仕山持専ニ仕来り、延享式五年迄者畝桶荒板等他国江仕出売買仕候処、是等茂相止拾四五年以前分御山方被仰付不被下置難義仕候、就中享保廿卯年御伐木仕出代金千六百六拾六兩三分銀八匁式歩之内、卯辰兩年ニ御金三百式拾三兩御渡被下、其後申年分巳年迄拾ヶ年ニ御金式百六拾五兩壹分銀四匁御渡被下、宝曆三酉年御金九兩頂戴

仕候、残り金千六百六拾九兩式分銀四匁式歩御座候、其節御山方者自分借賄を以御伐木払込仕段之御願申上少しつ、被下置候処、其後不被下置右之通り御殘金御座候ニ付借金方相済不申、年々御山方之御蔭ニ而仕送り仕来候得共、近年御山方被仰付不被下置送り仕来候得共、近年御山方被仰付不被下置候ニ付借金方仕送り茂難成(後略) 天明六年 王瀧村庄屋 彦八^(松原)御奉行所⁽²⁰⁾と、享保廿年松原彦八の曾祖父彦右衛門は王瀧村鹹川山御林の仕出請負人を努めたところ、一八年後の宝曆三年には諸経費立替金は残高一、〇六九兩余を残して、以後御下渡が途絶えた。

この問題の経過補足とその後の展開は、「当村庄屋松原彦八曾祖父彦右衛門儀、去享保式拾卯年当村鹹川御山分御材木御仕出之節、右御材木杣取并川合渡払込迄諸入用金千六百六拾六兩三分銀八匁式歩ニ而御請負被仰付、御前金式百兩拝借仕取懸り夫々御差図通首尾能払込仕候処、御請負金御下渡無御座所々分借り入等取計袖日用江勘定相渡其後段々御願奉申上候処、同年十一月分宝曆三酉年六月迄都合十四ヶ度ニ御金五百九拾七兩壹分銀四匁御下渡相成、殘金御下渡無御座(中略)段々奉歎願候処、去ル文政十三寅年右殘金千六百六拾九兩二分銀四匁式歩之内、四ヶ三分拾候之御調四ヶ壹分、式百六拾七兩余元ニ御立、年々金拾兩宛被下置候旨被仰付下置候得共、右千六百六拾九兩式分余之処四ヶ三分拾候之御調相成候而者、難渋至極之儀ニ御座候付歎願可仕候(後略)安政三辰年十一月 王瀧村組頭・惣代 御奉行所⁽²¹⁾と文政十三年に、宝曆三年時の残高一、〇六九兩の四分の一である二六七兩を毎年一〇兩宛二七年で支払うとするのが奉行所案で、一方残高の四分の三である八〇二兩を放棄させられることは王瀧村にとってはまことに厳しい処置だったが、近世は大名貸しの焦げ付きは希有のことではなかった。

四 享保以後仕出山在郷村の生活

この章は、本誌既出拙稿二編⁽²²⁾を基に書き直したので、内容のさらなる詳細についてはそちらも参照していただきたい。以上みてきたように地元の林業資源の減耗で、村民は在郷労働の機会が減り村外にも新たな稼働の場を求めていった。しかしそれは、移住が難しい近世においては出稼の形をとった。ここに寛延元年の王瀧村々民の稼働地の記録がある〔表5〕⁽²³⁾。それは同年、近隣の濃州裏木曾加子母村熊洞巢山で発生した背伐事件の捜査に際し、王瀧村々民に発生時の稼働地を申告させた人別書上帳である。当日稼働地の滞在証明が同時に加子母村への不在証明になった。だから記録には王瀧村二二九世帯の成人男性六三九人の全人別が載るが、女性と年少者は除かれている。

具体的記載内容の例は、王瀧村上条地区の村民小作の項は、「小作家内六人私万蔵式人者作方計仕居申候、小右衛門当春遠山江参七月^(伊那)帰り夫々直ニ飛州山江罷越申候、吉兵衛者当春伊那山江参申候、権六当春遠山江参七月^(伊那)帰り夫々直ニ秩父山江参申候、又次郎者当春秩父山江参居申候加子母之義存不申候」と記されている。家長小作とその子で申告者である万蔵の二人が今は家を守り作方、すなわち農業専従者で、村内の中高齢者の普通の仕事である。小右衛門以下が山仕事に出かけ、春先から伊那の遠山へ行き、夏土用に帰郷しその後今度は飛州の山仕事に行く。吉兵衛は春から伊那へ行き、権六は伊那と秩父、又次郎は春から秩父へ赴くように家族の残りは皆出稼である。これが基本的世帯の型だが、山仕事以外の出稼もあった。例えば王瀧村野口地区の村民作平の項は「作平家内五人私儀者老人ニ而家

計ニ罷有候、久作儀者作方計仕白木等茂取不申候加子母山之儀不存、息佐平儀者年内中津川兮福嶋辺ニ而大豆小豆茶商仕候、作助儀者当春飛驒山罷越五月罷帰り夫々秩父山江罷越居申候、三郎助儀者当村彦三郎方ニ奉公仕居申候」とあり、家長作平は高齢により隠居、久作は家を守り農業専従、佐平は豆・茶等の行商、作助は春飛驒山から夏以降は秩父山で山仕事の出稼、三郎助は村内助三郎方で奉公していた。

一方近世後期の政治的激動は木曾地方にも新たな局面をもたらした。それは東海道と並ぶ主要往還中山道の通行量の増加で、木曾山奥地在郷にも助郷としての往還夫役の圧力がかかった。それまでの王瀧村は、木曾内外の都合による宿駅夫役には問題があり、「御用御通之節助郷人馬先年兮罷出相勤候処、去ル子年助郷村々兮^(寛政四)違乱之儀申出御上江時々奉懸御苦勞申候〔中略〕然処御用御通之節者助郷村々之者罷出候節人馬請負候義并宅間人ニ而茂雇われ申間敷旨精々堅被為仰付候処、今般別而急度被為仰付奉畏候右被為仰付之趣村中一統承知仕堅相守可申候、此以後助郷之者罷出候節人馬請負候義者勿論病氣等旁ニ而難決仕候趣等申立、余計又者立場等ニ而過分之賃錢等出無拠頼等有之候而茂堅雇われ申間敷候、万一心得違ニ而助郷人馬請負候者御座候ハ、急度御答可被仰付旨奉畏候 享和元酉年九月 王瀧村庄屋彦八⁽²⁴⁾」と、助郷夫役の稼働は違法でもあり、各宿駅へ迷惑をかけぬよう山伐村の仕法を守って、これまで宿駅業務に助郷指定をさけてきた。

当初助郷指定を受けなかった山方在郷村が、その後もしばらく政治的時代背景から生じた御用御通の増加による、中山道往還への宿駅夫役人足補充のための助郷指定に強い難色を示したのは、資源問題からすでにこの地が多数の出稼労働に支えられていた事情による。山仕事の季節には毎年多数の出稼離村者が生じるので、往還夫役人足を宿方へ拠出することは困難

〔表5〕 寛延元年王瀧村々方人別滞在地

稼働地	業 種	時 期			稼働地	業 種	時 期		
		通年	春期	夏期			通年	春期	夏期
		人	人	人			人	人	人
信濃国					信濃国				
木曾郡					伊那郡				
王瀧村	作方(農業)	172	183	167	大島山	山持		8	8
	山方持子	3	4	3	大河原山	山持		2	5
	勤方・奉公	25	25	24	新井村	奉公	1	1	1
	行商	7	7	9	伊那遠山	山持		50	23
	老人・病人	19	19	20	伊那	作方		1	1
瀬戸川山	山持		35	42		奉公	3	3	4
	持子	3	3	3	筑摩郡				
三留野	奉公	4	4	4	松本町	奉公	1	1	2
田立村	奉公	10	10	10	美濃国				
萩原村	奉公	3	3	3	付知山	山持			14
萩曾山	山持			52	川上山	山持		37	
上松宿	奉公	3	4	3	釜ヶ沢山	山持		16	14
阿寺山	山持	1	6	1	阿木山	山持		1	1
蘭村	山持	2	2	2	加子母村	奉公	4	4	4
湯舟沢	新田作方		2	2	飛驒国				
奈川山	山持		1	1	飛州山	山持	1	50	24
賛川宿	奉公		1	8	小坂村	奉公	3	3	3
須原村	奉公	3	3	3	深田村	奉公	1	1	1
野尻村	奉公	4	4	4	竹原村	奉公	1	1	1
福島宿	奉公	3	3	3	甲斐国				
西野村	奉公		1	1	甲州山	山持		3	3
藪原村	奉公	2	2	2	武蔵国				
黒川山	山持		8	1	秩父山	山持	2	100	132
妻籠宿	奉公	1	1	1	上野国				
黒沢村	奉公	1	1	1	下仁田	奉公	1	1	1
山口村	奉公	3	3	3	その他				
上田村	奉公	1	1	1		巡礼中 無宿人		1 10	2 10

出所史料「寛延元辰年 加子母村熊洞御巢山背伐之申達々村方人別書上帳 王瀧村」(徳川林政史研究所所蔵)

であつた。この間の事情を、將軍家様(のちの家定)公御簾中一条寿明姫君様江戸御下向通輿の際の宿駅夫役に対する要望書は、「今般 寿明君御方様御下向ニ付他所稼ニ罷出居候者共、忝人茂不残呼戻し直人足御割付被仰付候節、御差支不相成様可仕旨度々宜敷被仰付奉畏、村中被申付夫々呼戻方飛脚為差立候処、何国江罷有候哉難分者共多迷惑之旨申達ニ付村役人共打寄申合候処、当村之儀者元来田畑少なく御百姓而已ニ而者家内営育難成、専他所稼を以御役等相勤家族営育仕候ニ而、早春村方出立之砌或者上州何山江相越候旨申達罷出候而茂、其所仕事都合ニ野州奥州迄相赴、是ニ半年彼ニ半年与相勤稼先茂半作与不仕事ニ付、又々飛脚差立相尋候而者日数多往反之雜用多分ニ相成、其上稼不仕候而者今年差当り御役等茂難勤必至難渋仕候儀者眼前之事、且者右杣共相抱置候本メ手前ニ而茂夫々之続を以取懸り候事ニ付、一統呼戻し相成候而者積違ニ相成翌年々材木伐出方茂不行届儀茂可有ニ而、左候得者村方杣共儀茂当年限り之事ニ茂無御座以来稼之手続を失ひ可申哉、若左様之事ニ相成候而者忽貧窮相増亡村可相成哉与、歎ヶ敷村役人共一統申合仕候得共、御大切之御通輿御差支相成候而者不容易御儀如何可仕哉与、一度不仕組改共おゐて者猶又飛脚差立候方勘弁申出候共、御通輿御日間茂無御座ニ付逆茂御間合不申、返而御差支ニ茂相成可申儀与存候付濃州加子母村之儀者、国違ニ者御座候得共御領分村々隣村之事故省々懇意有之、

右村之儀者大村之事ニ付手明人足等茂可有之与存、右村庄屋安江新右衛門伊藤正作江相頼候処、人足貸渡可申旨ニ付呼戻し方手違相成候段者重々奉恐入候得共、当節ニ至り方茂無御座ニ付、前以御間合兼候儀等を以彦八一存を以居所他所出之者共呼戻し之飛脚差立不申、加子母村人足借り入候而御指図通相勤可申心組ニ罷有候処、右村おゐて茂御割付人足多被仰付候ニ付其余貸渡候儀不行届、中津川宿分野尻宿迄御荷物指送り手明次第貸渡可申旨、此節申来り誠に迷惑仕候得共、木曾地ニ而雇入候儀者猶更不行届事ニ御座候間御融通方第一之御賢察を以、加子母村人足手明之上村方江借り入候儀、御許容被下置候様偏奉願上候 嘉永二酉年九月 王瀧村庄屋彦八⁽²⁵⁾と、村内では人数が不足なので、裏木曾加子母村からの雇用で不足分を充足する旨許諾を求める届出をしている。この記述内容の状態と対応の方向はその後定着していくことになった。

御用御通の増加は現実には動かし難いものとなり、ついに藩公御用として「今般 殿様御下向被為遊候旨被仰出奉畏候、付而者先年分御下向之節御割付人足須原宿江被仰付、右宿分宮越宿迄御荷物持送り来ル処、当村之儀者田畑少なく等他所稼を以家族養育仕候儀ニ御座候付、毎年正月之内他国江罷出或者他国ニ越年仕候者茂有之、御通行御割付相成候節呼寄方飛脚差立候而茂、遠国江罷出居り儀ニ御座候得者御間合不申者多御座候付、御割付人足多人数之節者無抛美濃筋分正人足雇入相勤来候儀ニ付、今般之儀茂百七・八拾人雇入仕候(以下略) 嘉永七寅年二月 王瀧村庄屋松原彦八 御奉行所⁽²⁶⁾と藩主徳川慶勝公嘉永七年二月の江戸御下向の節、王瀧村人足揃の計画が立てられた。

乍恐奉願上候口上之御事⁽²⁷⁾

一人足七拾人 三月二日而已須原宿出

右是者上松宿衆方分吉助江相渡申候
一同三百拾人 三月四日而已須原宿出

内

百四拾人 村方出人足

百五拾人

右是者上松宿衆方分吉助江相渡申候

式拾人

右是者橋場^(上松)向町多十江相渡申候

一人足五拾人 三月四日而已宮越宿出

右是者美濃坂下ニ而雇入仕候

右者今般 殿様御下向ニ付人足御割付被仰付御座候、村内住人ニ而難勤無抛右之通り取計申候、美濃筋分正人足雇入聊茂差支不相成候様精々申渡、御径方案内迄探し今年者私共御立合者人茂無相違人数為相揃不調法等無御座候様精々可仕候間、格別之御憐愍を以右之通り御許容ニ被成下置候様奉願上候
嘉永七寅年三月

王瀧村庄屋 松原彦八

御奉行所

これによると人足供給地は、村方・宿衆の他に美濃坂下等「美濃筋」とあり、人数の増加に伴ない尾張藩領裏木曾や木曾川筋へと地域も広がった。そして御用御通は藩公のみならず拡大していった。

日光例幣使が元治二年に須原・宮越宿御通りの際の記録では、「今般日光 御法会梶井宮様御通行ニ付、須原・宮越両宿江御割付人足被仰付奉畏候、付而者兼而先達而他所稼ニ罷出候者共者三月廿日迄ニ帰村為致置、御割

〔表6〕 嘉永2年度 寿明姫君様御通行ニ付王瀧村々宿々江出人足数

年 度	人足数	御荷物持届内容	御用向依頼主
嘉永2(1849)年9月	人		
	23	福嶋宿出野尻宿迄	寿明姫君様御宿割衆御通行之節
	194	福嶋宿出野尻宿迄	寿明姫君様御迎衆御通行之節
	220	野尻宿出福嶋宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	80	福嶋宿出上松宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	113	上松宿出福嶋宿迄	同断
	113	福嶋宿出宮越宿迄	同断
	56	福嶋宿出藪原宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	53	福嶋宿出賛川宿迄	寿明姫君様御通輿之節
	10	福嶋宿出藪原宿迄	同断
	225	福嶋宿出上松宿迄	寿明姫君様御通輿之節尾州方帰郷之節
	100	福嶋宿出上松宿迄	同断
	50	福嶋宿出上松宿迄	同断

出所史料「嘉永七年 御領主尾張大納言様御通りニ付頼書扣」(徳川林政史研究所所蔵)
『本紀要』第45号、拙稿より一部省略の上転載。

〔表7〕 元治2年度日光例幣使御通行ニ付王瀧村々宿々江出人足数

年 月 日(自～至)	出入足	日数	御荷物持届内容
元治2(1865)年	人	日	
3.23～3.25	198	3	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
3.24～3.26	95	3	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届
4.2～4.7	106	6	上松宿より宮越宿迄計4回御荷物持届
4.6～4.8	106	3	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
4.2～4.7	156	6	宮越宿より奈良井宿迄計4回御荷物持届
4.6～4.8	40	3	宮越宿より奈良井宿迄御荷物持届
4.6～4.9	116	4	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届

出所史料「元治二年 日光例幣使御通行諸記録 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)
『本紀要』第45号、拙稿より一部省略の上転載。

付人足被仰付候節差支無之様可仕候間被仰付是又奉畏候、佐候
処当年稼ニ罷在候者被仰付候様申度夫々帰村為致候得共、此年
以前罷出越年之者共有之候ニ付、右之者共儀者稼之出先聞糺し上
夫々飛脚差置申候得共、村方出立之砌或者上州江罷出候而茂其所
仕事之都合ニより駿州・甲州迄罷越候者茂有之、追々飛脚差置
申候得共多人数之儀ニ候得者居場所難分り者共、凡九拾人程茂有
之甚々当惑至極仕候、付而者誠に奉恐入候御願ニ者御座候得共、
今般御割付人足須原出百七拾三人宮越出八拾式人之内、村方ニ居
合せ候者罷調仕候処百四拾六人ニ御座候間、其余不足分須原宿出
し分式拾七人宮越宿出八拾式人、買入方御免被仰付被下置候様
奉願上候(後略) 元治二五年三月 王瀧村庄屋 松原彦右衛門⁽²⁸⁾と
あつて、人数の半数近い不足分は宿の近隣から雇用了。山仕事
の杣・日用の出稼定着が、宿駅助郷の受人を定着にむかわせたこ
とになろう。次に寿明姫君様と日光例幣使梶井宮御通行時の、王
瀧村割付人足数を掲げておく(表6)(表7)。しかし最大の御用御
通は、何といつても皇女和宮様御下向の御通行で、既出拙稿でや
や詳述したので必要の向は参照いただきたい。⁽²⁹⁾
王瀧村の助郷役が定着したといつても、山仕事が出稼である以
上両方の調整は不可欠であつた。御用御通のため奉行所は村民の
宿場足止めにこだわり、出稼への出立許可がなかなか下りなかつ
た。ある記録は、「(前略)別紙(略)人別之者共儀者当二月上旬頃合
夫々稼筋ニ罷出候筈ニ而、別紙(略)ニ御座候元メニ手前共前金借り
入置有之候処、最早入山之時節後候故ニ夫々元メ共方々頻ニ催促
申越早速入山可致趣、万一差支筋茂有之早速入山難出来候ハ、貸

付之前金返済可致旨態々以飛脚申越候得共、借金之前金者使果し今更數拾人之者共当惑至極仕候、付而者暫く御通行茂御止りニ相成候様子ニ乍恐見請候間、何卒格別之御憐愍を以足留御解被仰付被下置候様奉願上候(後略)文久三亥年四月 王瀧村庄屋 松原彦右衛門[㊦] 御奉行所[㊧]と記している。

かくて助郷の御勤めを担うことになった山地郷村が、幕末の諸物価高による困窮の中、「近年御用御通行多く御座候処、分ヶ而 和宮様分引続大御通行而已ニ而御割付人足被仰付相勤申候処、其時々御米金御手当奉頂戴御拝借金等茂御願申上、御蔭を以是迄之儀者何様ニ茂御役相勤来り申候得共、最早度々之大御通行ニ而金錢遣ひ尽し無挽其時々借入金罷計、夫之支払始末申候得共是以度々之儀ニ付未タ返済方茂不行届有之候間、最早此後借り入方茂難行届迷惑難決仕罷在候処、猶又当時諸色格外高直ニ而御百姓共難決至極仕候、付而者誠以奉恐入候御願ニ者御座候得共此後御用御通行御座候而御割付人足被仰付候ハ、其時之人足飯米之処恐乍 御上様ニ而御賄ひ被下置、追而村方江御下ヶ金之内ニ而御引去り被遊被下置候様奉願上候、右様被成下置候ニ付而者此後御割付人足被仰付候而茂必茂御役難相勤、勿論御大切之御用ニ付人足飯米之処御賄ひ被下置候へハ御役之儀者慎而相勤可申旨、右之通り小前分願出申候間、何卒前願趣御推察被成下願之趣御許容被成下置候様偏ニ御歎願申上候 慶応元年六月 王瀧村庄屋・組頭連印 御奉行所[㊧]と、助郷勤継続には人足飯米費下渡金の前払を歎願している。これは、かつて御手山仕出請負時代到下渡金支払が滞って地元林業を窮地に至らしめたが、再び中山道往還交通の負債が村につけ廻されることを警戒したのだった。かつて前者は住民を出稼に押し出したが、今また後者がその出稼を妨げようとしていることへの危機感の現れであろう。

近世後期は屢々冷害による凶作にみまわれた時代で、特に享保・天明・

天保の三大飢饉は被害甚大で、高冷地の木曾地方も例外ではなく、藩は特別の救済策を講じたのだった。天明凶作時の王瀧村は、「前略 一金三百五拾九兩式分銀五厘 右者去ル 卯年[㊨] 凶作ニ付御百姓共及渴命候処、夫食御手当御願申上頂戴仕并種物代御救米作食御拝借等兼而御願申上候処、御憐愍之御慈悲を以願之通被仰付被下置渴命相凌、大勢之者共餓死人等茂無御座重々難有仕合奉存候、然処[㊩]当年茂又々卯年同様之凶作ニ而難儀至極ニ奉存候処、今度被仰付被下置候者当年之義間も無御座卯年同様之凶作ニ者相違茂無之候得共、卯年之御振合ニ者御救等被下置間敷候得共、卯年之御救并御拝借金等目当仕大概何分通りニ而御手当被成下候ハ、渴命為相凌可申哉御尋被仰付候処、村役人共打寄候而考弁仕候処卯年者諸国一統之凶作ニ候得者口過キ等茂一切無之候得共、当年者伊那郡松本辺者相応之世柄之様相聞候得者杣日用之持等茂可有之与奉存候様ニ、御注文御本切御山等茂有之候而夫食御手当之義者八分通り頂戴仕、并御拝借金之義者卯辰兩年之御振合ニ被成仰付被下置候ハ、如何様共相凌可申哉、尤夫食御手当之義式分通り引候而者行届申間敷候得共御百姓共冥加之程茂奉恐入候得共、何卒出精仕御救等少ニ而茂慮頂戴為仕渴命相凌かせ申度奉存候得共、元来不調法成共ニ御座候得者此上御憐愍之御慈悲幾重茂奉願上候 天明六年十月 王瀧村 組頭共[㊪]と、金三五九兩余の扶食御手当を頂戴した。これは米一三五石余分で、一〇年々賦で返済する筈だったが回収不能が続き、事実上返済されなかった。扶食米の住民への貸与については資料が断片的にしか得られず不明のことが多いが、『地方凡例録』による貸与基準では六〇歳以上一五歳以下は一日玄米一合(二合扶持)、一五歳から五九歳の男二合(二合扶持)、同女一合、麦ならば男四合、女二合の配分である。そしてまづ三〇日の貸与で、經過後は再扶持(あと三〇日)、再々扶持(再度三〇日)の

場合があり、返済は無利息だった。

天明飢饉の五〇年後におきた天保飢饉は、^(天保四)「当年之儀誠ニ夏已来永湿ニ而

山中一向暑氣無御座始終不順之氣候ニ御座候付、諸作大後レニ相成居候処急ニ冷氣罷成、御岳麓之村々者八月九日大霜ニ而田畑共ニ立枯ニ相成無鉢至極之世柄ニ御座候(中略)松本諏訪高遠所々之御領分同断之事ニ而誠之凶事ニ成切、本日入米等少し茂無御座六月末々莫大之奉懸御苦勞、御他領御懸合等夫々被成下其上多分之御拝借米等被仰付被下置、右之御蔭を以大勢之人數今日迄如何様共露命を相繫、御厚思之程筆紙ニ難申上ニ付難有仕合奉存候、其上ニ茂田畑御見分御畝引極難之者共江夫食御救等迄奉願上候段、冥加之程奉恐入勿鉢至極茂無御座候得共、斯様之大凶年ニ至候而者天災中々自力ニ而難相凌儀ニ罷成、御時節柄恐入候儀ニ者奉存候得共、御慈悲之程奉願上候外仕方無御座(中略)最早刈取以上之儀致方茂無之、付而者御上納相勤り兼候者共多分夏ニ者相勤出申候、且又夫食之儀追々願筋、一統ニ御座候得共御時節之儀敷敷申聞家毎ニ吟味仕、如何様共如可ニ而茂御座候者ハ差押、極々難渋之者申而凌難出来者共計り奉願上候ニ付、相除候者共家財等少しニ而茂持居候分者相払、専蔵之根を掘松之皮を剥其外草木之根葉扶食可相成品者取稼、今日を相凌候得共来年中之暮方如何いたし可取続哉与心痛仕候内ニ茂、当冬之御上納相勤り兼候者共多有而途方ニ暮罷在候(後略)天保四巳年十月 十一ヶ宿十七ヶ村 役人連印⁽³³⁾と、田方損毛分の検見畝引を受け、さらに宿方一〇〇両宛村方八〇両宛の拝借金御下渡を歎願した。

天保凶作は長引いてその後も村々を苦しめ、^(天保八)「(前略)来ル酉年諸作仕付之節御百姓共給物一向無御座難渋仕候間、例年之通り倍増御作食御拝借被仰付被下置候様奉願上候、村々御案内被下置候通諸作実法不申皆無同様之姿ニ御座候間、来酉年諸作種物一向手当無之者共多御座候間、依之自村

役人共種物買調方いろいろ工夫仕候得共、金子才覚一向出来不仕候間御時節柄恐多御儀ニ者御座候得共、何卒此節種代とし而御金貳百六拾兩御拝借被仰付被下置候様奉願上候(後略)天保七申年十月 拾三ヶ村⁽³⁴⁾と種物代拝借金二六〇両を木曾一三カ村で願出た。次に具体的に王瀧村へ下された御救米・金の額を示す(表8)(表9)。御救米・金が下された実際の人別情報⁽³⁵⁾は史料が少なく、未詳の部分が大きい、それでも既出拙稿でやや詳述を試みたので、必要の向は参照いただきたい。

そして長期化する凶作の中、拝借金は返済期が来ても返済に至れず村々は、「追々奉御愁願候上郷中郷拾三ヶ村之儀者、被為御知合被下置候通^(天保四)り下地困窮之村方ニ御座候所、追々凶作打続去巳年分御救御拝借被仰付難有仕合ニ而、是迄如何様ニ茂夫々窮命相繫罷為候得共、又以当年大凶作ニ付必至難渋苦迫申候間奉不顧恐多を茂、奉出願候間何卒御憐愍之御慈悲を以左之通御手厚御賢慮被成下置候様奉願上候、去巳年分追々奉拝借候得共当年御返上之手段一切出来不仕候間、乍恐御貸居ニ罷成下置候様奉願上候 天保八酉年二月 藪原在郷分岩郷村迄拾ヶ村⁽³⁶⁾と、「御貸居」(返済猶予)の願出をするに至った。

以上尽山化した資源の減耗は商人運上仕出の後退と、その後も規模が縮小した御手仕出をもたらししたが、一方で本来払わるべき下渡金の未払状態もあって、山仕事出稼を生み出したことをみてきた。一方近世末期は幹線往還中山道の通行量増加から、宿駅夫役の需要が拡大し、それまで助郷と関係せず山仕事に専従してきた山地村落が助郷にくみこまれた。しかし出稼と宿駅夫役の調整に苦慮した結果、宿駅夫役を裏木曾等近隣村からの雇入人足で補うことが定着した。これによって王瀧村の杣日用等山仕事出稼慣行もまた定着したのだった。またこの地方は度々冷害・凶作に見舞わ

〔表8〕 天明年間王瀧村夫食増手当

年 月 日 (自～至)	夫 食 作 食 救 米 増 夫 食					備 考
	給 米	同換金候分		同返済分		
		両 分 朱	匁 歩 厘	両 分 朱	匁 歩 厘	
天明 3	石斗升合	両 分 朱	匁 歩 厘	両 分 朱	匁 歩 厘	粃種拝借
同		20				作食拝借
同	40	60. 1.	7. 2.			御救米拝借
天明 3.12. 1～ 4. 3.19	39. 7. 3.	68	8. 6.			夫食頂戴
同 12.20～ 3. 3.19	13. 4. 5. 2	51	9. 2. 4			夫食頂戴
同 12 ～ 4. 7.		16. 3.	6. 9. 4			増夫食頂戴
天明 4. 1.15～ 3. 3.19	11. 8. 2. 6	119. 2.	13. 5. 6			夫食頂戴
同 1.25～ 3. 3.19	19. 9. 7. 4	8. 3.	8. 6. 7			夫食頂戴
同 5.25～ 4. 7.30	10. 4.	27. 1.	6. 6. 9			夫食頂戴
天明 6		14	14. 7. 9			尾州御番請所人足手当路用夫食
同	79. 6. 5.	21. 1.	4. 6.			尾州御番請所人足手当夫食
同 10.		79. 2.	9	8. 3.	10.	尾州人足手当分之夫食返済

出所史料「天明六～七年 王瀧村夫食并増手当記録 式」(徳川林政史研究所蔵)
『本紀要』第45号、拙稿より転載。

〔表9〕 天保年間王瀧村夫食拝借金

年 月 日	救 済 貸 付 金				夫 食 作 食					
	内返済分				米			稗・皮麦		
					石斗升合	両 分 朱	文	石斗升合	両 分 朱	文
天保 4.	53. 2.		35. 1. 2	1,883				稗 56. 3. 4	35. 1. 2	390
5.12.27	55.									
12.29					12. 7. 5.	?				
6.	29. 0. 2									
7.	35. 3. 2									
8. 4.	5. 2. 3				8. 2. 3. 4	20. 2	500	皮麦 14. 5	19	
5. 9	11. 0. 3	2,529	3. 1.	1,199						
5.24	8. 1	278								
12. 9	4. 1. 2		3.	4,672						

出所史料「天保七・八年 王瀧村困窮之者御手当筋覚帳 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
「天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(同)
「天保八年 王瀧村御救拝借其他留帳 松原記録」(同)
『本紀要』第45号、拙稿より転載。

れ、飢饉の折には藩からの救済策として夫食・種物の給付・貸付あるいは拝借金が下渡された。それは生計再生の糧であるばかりでなく、同時に助郷村維持のための援護政策も背後にあつただろう。だから拝借物返済には返済猶予(「貸居」)に寛大にならざるを得なかった。

五 結語に代えて―資源と社会構造をめぐる―

木曾山の尽山化、御手仕出の減少、御手仕出請負人への御下渡金未払に加えて、出稼・助郷夫役・飢饉等による仕出山在郷村々の疲弊は、林業における再生産や起業環境を厳しいものにし、山伐仕出在郷村の経済社会に困乱と危機をもたらした。王瀧村では、代々庄屋を努め本伐仕出請負人として袖日用集団を率いて、地元のみならず他領他村の仕出事業にも積極的に赴いた松原家の場合、「当村庄屋松原彦八曾祖父彦右衛門儀、其節迄者田所等茂余程所持仕罷有候ニ付、家財売払田所質物ニ仕借入金段々繰替置、御歎願奉申上候処一向御下ケ金無御座、忤彦右衛門代ニ至り利銀等茂賄ひ方不行届、質入之田所等金主方江相渡申候ニ付、年々之飯米不足仕買入方取計候付、近年借財相増当彦八先代ニ而弥大借罷成、売残候家財田所等迄悉相払先祖分所持仕候御除地等迄茂質入ニ仕難洪至極仕候(中略)諸向借用金返済方手段無御座、最早村内締筋茂付兼候付退役逼塞可仕之外手段無御座旨申出候、村中一統迷惑至極仕候付同人成立筋申合仕候得共、同人儀極困窮之中ニ而茂凶歳等之節者格別心配仕、村内絶窮之者共江夫々手当筋茂仕、万事実意を以相勤候付村内納方茂宜敷一堂安心罷有候処、右之次第ニ而村中一統弥以当惑仕段々申合仕候得共、御時節柄右御山方殘金御下渡方御願奉申上候儀者奉恐入候御儀茂奉存候(後略) 安政三辰年十一月 王瀧

村組頭・惣代 御奉行所⁽³⁷⁾とか、また「当村庄屋松原彦八儀追々困窮仕凌方無御座ニ付、当人親類并私共立入夫々取調仕候処、格外之大借ニ而田畑山林共追々売払候付、前節持罷有候分役筋茂勤り悪く為村方方おもても迷惑至極仕、且当人儀茂由緒有し候家筋ニ茂御座候付、絶家同様罷成候儀誠心気之毒嘆ケ敷奉存候付、私共段々申合ニ而家財等茂要用分残し置、其余之品々持馬等迄相払候而茂借財金半数之価茂無御座、親類取替之分者全捨り村内夫々分借入候分無利永年賦ニ相願候(後略) 安政四巳年十二月 王瀧村組頭・惣代 御奉行所⁽³⁸⁾」ともいわれ、経済的窮乏から当家は庄屋役辞退を決意するまでに至った。

しかし当家がここに至ったのは、経営の失敗でも無分別でもないと思つてゐる村民は同家に同情し、それは王瀧村に止まらず、木曾山内三尾村・黒沢山からも松原家庄屋殘留の歎願書「王瀧村松原彦八義追々困窮罷成、数代相勤来り候庄屋役茂難勤次第二相成氣之毒至極之儀ニ御座候、同人義是迄勤方之儀茂専実意を以相勤候付村方納まり方茂宜敷、乍恐御用向之義茂無不參相勤村々申合等之義ニ付而茂模通筋相成、隣村迄茂為筋罷成候者ニ御座候付、如何様ニ茂為取続庄屋役為相勤度奉存候間、右村一同奉願上候通格別之御憐愍を以、御救山被仰付被下置候様仕度奉願上候(安政三) 三尾村庄屋組頭 黒沢村庄屋組頭 御奉行所⁽³⁹⁾」が出された。

第三章で触れたように、木曾の御林山伐出は公儀御用の委託なので、伐出賃の一部は着業前に前渡しされるのが従来の慣行だった。しかし幕末には藩財政逼迫の結果、前渡金は遅延し、さらには事業終了後いつ迄も支払われず、仕出請負人の立替になつたまま凍結状態になつた例の一つが、享保二〇年王瀧村鹹山川山の場合であつた。また他領他村御手仕出の場合もそれが入会山であれば公儀御用ではないので、特に契約のない限り請負人に

前渡金は支給されず、一方仕出依頼側の在方にも経費分担の責があった。幕末の資源問題と逼迫する藩財政を背景に、在方末端行政の担い手であった庄屋層の経済的困窮は、幕藩体制の根幹をゆるがす問題でもあった。そしてこのような公儀御用＝御林山仕出での支払遅延もしくは未払件数増加は、当時かなり常態化していたと推測されるが、最後に関連史料を一点だけあげておこう。

乍恐奉願上候御事⁽⁴⁰⁾

恵那郡川上・付知・加子母三ヶ村之儀者、御山方御仕人足毎年九百人
 六千人余相勤申候処、^(明和五)子年以前者人足賃其年ニ被下置難有頂戴仕候、
 近年者人足賃不被下置殘金年々多御座候間、困窮之百姓人足等難相勤
 儀至極奉存候間、何卒右殘金之方被下置候様奉願上候、別而加子母之
 儀者三浦山人足毎年八・九百人余相勤申候間、難儀至極仕候間厚ク御
 勘弁被存遊人足等相勤候様被成下置候様奉願上候以上

安政七戊年七月

川上村	庄屋	組頭	名略
付知村	庄屋	組頭	同
加子母村	庄屋	組頭	同

御奉行所

これは「御山方御仕出人足」の未払賃金の催促だが、宛先が奉行所であるので公儀も再生の円滑な循環を妨げていたことになる。

近世初期豊かな賦存量を背景に林業は、御林をもつ藩とその仕出を委託された角倉了以等豪商を富す優良産業であった。一方地元でも材木商・犬山屋神戸家は屢々の本切仕出を通じ蓄積・投資を重ねて商業資本の地位を確立し、大名貸しを行うまでに成長したことは既述したところである。

しかし封建時代の産物流通機構＝市場は、経済原理の支配下にある近代の市場とは異なり、産物は貢納・租税・交易いずれかの下に置かれて、政権・領主の独占と強制力が働いた。封建時代の市場には領民保護の代価徴収的側面が機能しており、商人も行政権の協力者であった。林業でも商人は木材仲買人であるだけでなく、御用仕出・手前金運上仕出・御手仕出と各種仕出の代行人であった。しかし封建時代には、領国保護費用(貢納・租税)と在地生産者の再生生産還元費用(利潤)との取分比率は、後者がより、軽微だったことは、諸般の事情から推測に難くない。その上幕末の政治的変動は、政権・領主側のいわゆる上部構造費用の負担膨張、これと停滞する産業生産性との乖離の帰結として御借上(大名貸)や仕出立替金の未済、山林資源減耗による村外出稼や賃金の未払、膨張する助郷夫役等々の出来にみる如く、封建体制の限界を示すものであった。そもそも林業は鉱業等と同じく持続困難な資源が対象ではあるが、技術革新(イノベーション)や体制揚棄(アウフヘーベン)が生起する経済史の流れに照した時、ここで生起したことは「封建社会の(余剰)配分のシステムに(存する)固有の限界がその原因(だった)」⁽⁴¹⁾(ウオーラーステイン)と結論づけると、理解しやすいのではないか。

註

- (1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (2) 拙稿「近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本―尾張藩林政享保改革前の仕出元締庄屋と材木商人―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四七号、二〇一三年)。
- 同「元禄期における経済環境の変化と材木商業資本―木曾山森林資源の限界と在方材木商人の複合経営―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四八号、二〇一四年)。
- (3) 拙稿「木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持―尾張藩享保林政改革を中

心に―〔徳川林政史研究所研究紀要〕第四三号、二〇〇九年。同「近世後期末
曾山持の村における構造変化―尾張藩林政と幕末時代状況を中心に―」〔徳川林
政史研究所研究紀要〕第四五号、二〇一一年。

(4) 前掲(2)。

(5) 大石慎三郎「町人請新田の成立事情―神戸新田(大宝前新田)―」〔史学雑誌〕
第六〇編第九号、一九五一年。前掲(2)中の拙稿〔本誌〕第四八号。

(6) 林董一「名古屋商人史―中部経済圏成立への序曲―」(中部経済新聞社、
一九六六年)。同「近世名古屋商人の研究」(名古屋大学出版会、一九九四年)三八
―三九頁。

(7) 前掲(5)大石慎三郎〔史学雑誌〕一〇頁。

(8) 「正徳二十四年 材木本伐植物仕切帳 四 松原記録」〔徳川林政史研究所所
蔵〕。

(9) 「享保以降 付知山仕出記録 松原記録」〔徳川林政史研究所所蔵〕中の「一札
之事」。

(10) 前掲(9)中の「覚」。

(11) 前掲(9)中の「一札」。

(12) 前掲(9)中の「覚」。

(13) 前掲(9)中の「借用申金子之事」。

(14) 「天明・文化・天保・元治・明治 松原氏雑録 式」〔徳川林政史研究所所蔵〕
中の「寛保元年伊那三ツ沢山一件留用事荒増覚」。

(15) 前掲(14)中の「御公儀様御裁許之趣如此御座候」。

(16) 「安永二年 甲州郡内領奥山村百姓山伐出一件 松原記録」〔徳川林政史研究
所所蔵〕中の「材木伐出申相対証文之事」。

(17) 「山村甚兵衛知行所 巳午両年中津川山諸木本伐御勘定帳」〔徳川林政史研究
所所蔵〕。

(18) 「元文・嘉永・文久・万延・明治 王瀧村松原氏雑録 三」〔徳川林政史研究
所所蔵〕中の「乍恐奉願上口上之事」。

(19) 「元文・安永・寛政・文化 松原氏雑録 その巻」〔徳川林政史研究所所蔵〕中
の「組合自村願達留 乍恐奉願上口上御事」。

(20) 前掲(14)中の「乍恐奉願口上覚」。

(21) 「安政三年 材木仕出記録 王瀧村松原彦右衛門」〔徳川林政史研究所所蔵〕中
の「乍恐御歎願奉申上候御事」。

(22) 前掲(3)。

(23) 「寛延元年 加子母村熊洞御巢山背伐之申達々村方人別書上帳 王瀧村」
〔徳川林政史研究所所蔵〕。前掲(3)拙稿〔本紀要〕第四三号(三四―三九頁)。

(24) 「天明三卯年二月 大助入用小割帳 日光例幣使御通行諸記録 松原記録」
〔徳川林政史研究所所蔵〕中の「差上申一札事」。

(25) 「寿明姫君様御下向之節人数書上帳 人足之儀願書 松原記録」〔徳川林政史
研究所所蔵〕中の「乍恐奉願上口上覚」。

(26) 「嘉永七年 御領主尾張大納言様御通りニ付願書控 松原彦八」〔徳川林政史
研究所所蔵〕中の「乍恐奉願上候御事」。

(27) 前掲(25)中の「嘉永七寅年 殿様御下向の節人足渡し方ニ付達書控」。

(28) 前掲(18)中の「乍恐奉願上口上覚」。

(29) 前掲(3)拙稿〔本紀要〕第四五号。

(30) 前掲(18)中の「乍恐奉願口上覚」。

(31) 前掲(25)中の「乍恐御歎願奉申上候」。

(32) 「天明六年 卯辰両年御救御拝借金書上帳 王瀧村」〔徳川林政史研究所所蔵〕
中の「覚」。

(33) 「天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録」〔徳川林政史研究所所蔵〕中の「乍
恐奉願上口上覚」。

(34) 「延享―天保諸拝借願并拝借米割当 王瀧村・殿村」〔徳川林政史研究所所蔵〕
中の「被仰付被下置候様奉願上候」。

(35) 前掲(3)拙稿〔本紀要〕第四五号。

(36) 前掲(32)中の「乍恐奉再願口上覚」。

(37) 前掲(21)。

(38) 「安政三年 松原雑書 王瀧村控」〔徳川林政史研究所所蔵〕中の「乍恐奉願上
口上覚」。

(39) 前掲(21)。

(40) 「安永七年―文化十三年 加子母村記録 巻」(徳川林政史研究所所蔵)。

(41) ウォーラー・ステイン・川北 稔(訳)『近代世界システムⅠ―農業資本主義とヨーロッパ世界経済の成立』(名古屋大学出版会、二〇一三年)二〇頁。